

令和5年5月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和5年5月23日(火)13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市市民スポーツセンター会議室に招集した。

出席委員は次のとおりである。

山田 貞己	教育長
田中とし子	委員
西堀 政幸	委員
宮内 慎也	委員
西川 紀栄	委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

佐々木雅昭	学校教育課長
平川 博巳	生涯学習課長
増田 義和	学校教育課 課長補佐兼こども育成係長
朝比奈 誠	生涯学習課 課長補佐兼図書係長
中堀 啓司	生涯学習課 社会教育係長
齋藤 祐樹	学校教育課 学校教育係長
牧田 浩一	学校教育課 主事

本会議録調製者は次のとおりである。

牧田 浩一	学校教育課 主事
-------	----------

1 開会

13時50分 教育長開会を宣す。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 西堀 政幸 委員を選出。

3 4月定例会会議録承認

事務局より報告、承認。

4 教育長報告事項

5月事業報告及び6月事業計画について、学校教育課長、生涯学習課長から資料に基づき説明。

教育長

体験学習で自然満喫

・教育旅行の受け入れが始まった記事です。県内13校東京都内1校の14校が7月まで白浜、田牛で受け入れられます。17日には田牛に御殿場高根中が入村しました。大変礼儀正しい生徒達でした。サンドスキー、アジの開きづくり、漁船への乗船体験などを行っているようです。

幼保の違いに戸惑い

・幼稚園と保育所の二つの文化があり、教育と保育の違いがあり、保育者と教員の対立も生まれるという記事です。保育所にこどもが来なかった場合の連絡については、28日の記事にもありましたが、父親の車に置き去りにされた大阪府の事件がありましたが、欠席時に保護者に確認しなかった保育者が2割いたというものです。「登園するもしないも保護者の自由、保育が必要なら登園してくるからそれを受け入れる。保護者に電話したら嫌がられたという経験から保護者に配慮して連絡していない」というケースがあったようです。

残業上限超え 中学教諭 77%

・週60時間以上の教諭は、週45時間上限のところ、小学校では19.2ポイント減の14.2%。中学校では21.1ポイント減の36.6%で大きく改善しているということです。週50時間を超える教諭は小学校64%、中学校は77.1%。教職調整額については後ほどの記事で。

下田市長「高齢者配慮を」

・黒船祭を控えますが、市も、ケース・バイ・ケースで対応すると言っていました。

部活動地域移行休日試行3市 受け皿不足課題

指導者選任、保護者理解・・・県内課題多く(掛川市)

・本年から3年間を地域移行改革推進期間と位置づけ、まずは休日の移行を促していますが、管理運営の団体が少ない、また、運営や指導者確保の費用が課題となり、一部の市町で計画が進んでいない状況となっています。市町の状況や掛川市の状況が記事としてありますが、棒グラフの6つの課題は35分の20市町がすべてに該当すると答えています。

海岸魅力向上へ法人設立

・地域の海岸の適正管理と有効活用を行うため「一般社団法人白浜オーシャン管理機構(SOMA)」を設立したものです。海岸の安全確保や環境保全、イベントなどにも取り組む方針。夏期海岸対策協議会と連携していく考えです。代表理事には佐々木元教育長、副代表は、白浜マリーナ社長で日本サーフィン連盟理事長の酒井さん。マリンスポーツの普及、環境教育、海水浴場の管理運営、環境保全、海難事故防止、ライフセーバー育成、暴力追放と防犯などに夏期対と連携して取り組むとのこと。

新型コロナ「5類」移行 感染対策は個人判断に

・基本的対処方針は廃止、業種別ガイドラインもなくなり、事業者の判断となる。外出自粛要請廃止、濃厚接触者の特定廃止、感染者数発表も週に1回に変更。黒船祭が終わりましたが、このイベントを機に変わっていくかというところです。

「将来住みたい」28% 賀茂の小中高生1027人県調査

・本当は調査といえば4000~5000人いれば良い数字が出てくるんでしょうけれど、人口の関係ということで。「いいえ」は「不便だから」、少子化が進む地域の実情が如実に表れた形となっています。

砲丸に当たり中学生にけが。

・栃木県鹿沼市複数校の合同練習会で練習中だった。当たった側の生徒の前方不注意とのことでした。

地元サーファーが応援。ボード12枚を寄贈。

・元プロで会社員の佐藤正一郎さんほか2名からの寄贈です。また、空手で稲葉さん（下田中1年）県で3位。全国大会へ。浜崎小2年生細田さん3位、下中3年女子遠山さんが8位。ソフトテニスもバレーボールも下田中男女ともが好成績でした

住宅、倉庫を全焼下田市相玉バスなど立ち往生

・通学や通勤に支障が出たようです。教育委員会職員の中にも影響を受けた方が少しいましたが、市内教職員は西からの通勤教職員が多いのでかなり影響を受けたようです。

中学教諭男性殺害疑い 2月江戸川区

・ここ1週間ほどこの関連で最新のニュースが流れていますが、荒れた学校なので、さらに荒れると思います。早く立ち直ってほしいと思います。

教職員からセクハラ126件 小5~高3 小学校22件

・2022年度のセクシャルハラスメントの実態調査結果です。前年度と比べ29件増です。教職員の指導とともに子どもへの啓発に力を入れているとのこと。こういう行為がセクハラに当たるという認識が小学生にも広がっているようです。

教員給与へ上乘せ 現行の2.5倍 4%の2.5倍なので10%と言うこと。

・教員の残業時間も上限を半分以下の20時間に減らすことも明らかにされています。2024年度から3年間の改革推進期間の位置づけ。それまでに財源確保や法改正を進めていく方針のようです。

児童が稚鮎 1500 匹放流 下田稲生沢小 2 年生

・稲生沢川で放流しました。6 月 1 日から鮎釣り解禁なので、その前に毎年行われる恒例行事です。20 年ほど前から実施されています。中学生も以前は鮎が食べる苔を確保するためにタニシを駆除するという活動がありましたが、今は行っていません。

県家庭教育実態調査 褒めることに難しさ

保護者 4 割「子育てに自信がない」

・時代の変化にあった効果的な家庭教育の状況や悩みの実態を探るもので、10 年ぶりの調査ということです。表の結果を見ると、それぞれの時の保護者の受け止め方が違いますが、どんな大人にしたいか毅然と自信を持って、子育てに当たって欲しいと思いがいかがでしょうか。

湖西いじめ第 3 者委員会認定 学校市教委対応「不適切」

・湖西市立中学校の不登校生徒への対応の問題です。2019 年の事案です。第三者委員会が、学校や市教委の対応に対して「いじめ防止対策推進法の理解が浅薄だった」と指摘したということです。遅くとも 2019 年の 11 月には（母親が相談したのは 5 月）、重大事案として認め、調査委員会の早期設置を図るべきだったとしています。学校側が初動対応を誤り、医師の診断や、S C の知見を軽視した結果、不登校が長期化したと結論付けています。市教委も保護者の訴えに対応せず対応を学校に預けていたということが、主導的な対応を図る姿勢に欠けていたとしています。第三者委員会の委員長の弁護士は、「いじめ問題の対応では、本人の心身の苦痛に寄り添う姿勢を示すことが最も重要なこと」と記者会見で言うておりました。

稲梓小の田植え

・稲梓小学校の 3・4 年生 16 人が田植えを行った記事です。中学校の統合前まで稲梓中学校が行っていたものを小学校が引き継いだ形になっています。「稲梓の教育と文化をすすめる会」の鈴野政春会長が主な指導をしてくださっています。秋に収穫での米を給食で食べる計画のようです。なんとか下田中学校も参加できるとよいと思うのですが、規模的に難しいようです。

黒船祭 4 年ぶり 3 日間 日米交流盛大に

・コロナ 5 類引き下げについての対応で市長の言っていた「新しい社会の在り方を発信する機会としたい」についてはいかがでしたでしょうか。

下田高校が東部大会で活躍

・中学校だけでなく高校生も活躍しています。

学校で A I 指針

・これからチャット G P T がどんな使われ方をしていくのか、今話題になっています。

中学校の英検 3 級以上 49%

・静岡県は 37.9%。下田市においても英検に補助をいただきながらやっています。去年 1 年生が 60 人ほど申し込んでいたようですが、今年は 90 人の申し込みです。英検に意欲的に取り組む生徒が増えているようです。

保育士に罰金 20 万円

・裾野市の私立保育園の話題もありました。

不適切保育全国で 914 件。裾野市の事件を受け初調査

・調査の仕方や受け止め方によるのか、都道府県によって数字がばらばらで、明確な定義がなく「不適切な保育」とはどういうものを言うのかというのがないまま調査をしているのではという気がしました。1 位が東京都 173 件、2 位が岐阜県 79 件、3 位が神奈川県 65 件。静岡県 50 件で 4 位です。急ぎすぎた調査ではないかとも思います。

私からは以上です。なにかご意見、ご質問はございますでしょうか。

田中委員

意見ではなく感想です。教職員からセクハラ 126 件とあります。頭をポンポンとか、授業中にその大きな体ならもっと声が出るだろうとか、私たちの時、普通に使っていたような言葉をどこまでセクハラという線引きで考えたらいいか大変難しい。いじめでは子どもたちが嫌な思いをしたと感じた時にいじめととる、と前にありましたが、同じように今度は子どもたちが先生から身体的に接触を受けて嫌だとか、こういう言葉を言われて嫌だとか、本人がどう感じたかによってセクハラと判断されてしまうと、大変やりにくくなるだろうなと思います。県教委はこれをセクハラとして認めたんですか。

教育長

そういうことですね。本当に教員は今、大変だと思います。

西堀委員

性別による決めつけもセクハラなんですよ。

教育長

おまえ男だろ、なんて言ったら駄目なんですよ。今はそうです。いや、駄目ではないと思うんですが、言って駄目と扱われてしまう場合もある。

田中委員

その子どもと先生の信頼関係があれば、男のくせに言っても、手を握って頑張ったなあ言ってもセクハラにならないんでしょうけど、そのあたりは難しいですよ。大変ですよ。

宮内委員

そういう時代なんですよ。御法度です。あまり言動がひどいとヒアリングを受けたりする方もいらっしゃるみたいです。昔は手を握ったり、触ったりがセクハラでした。もう今は言葉だけです。だから気をつけないといけない。

教育長 その他、何かありますでしょうか。

宮内委員 残業上限越えて中学校教諭 77%が 45 時間以上。下田市の教職員さんはどうですか。

教育長 下田市も毎月、調査が当然教育委員会に上がってくるんですが、例えば週 80 時間超えの教員もいます。

宮内委員 80 時間超えの場合産業医との面談が必要ではないですか。

教育長 そういったケースも出てきます。残業の上限超えもそうですが教職員調整額も現状に合っていないため、4%から 10%へという提言もあります。10%になっても現状に則しているかという問題もあります。現場では教職員調整額の増額より人員を増やして欲しいという声もある。

宮内委員 ストレスが心配ですね。

教育長 他には質疑、意見等よろしいでしょうか。

全委員 特になし。

教育長 はい、他にはなしということで教育長報告事項につきまして承認とさせていただきます。それでは議事に移りたいと思います。

5 議事

(1) 議第 25 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について

学校教育課長 5 ページをお願いします。

議第 25 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を別紙 6 ページから 8 ページのとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

提案理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文の整理を行うためでございます。

条例の改正内容につきましては、9ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

今回の条例改正でございますが、先ほども申し上げたとおりこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により46本の法律が改正されましたが、整備法によります法改正により下田市子ども・子育て会議条例や下田市立認定こども園条例等の条例が引用している各法律の条項のズレや関係事務を所管する省庁の変更等による条文の整理を行うものでございます。

9ページの第1条は下田市子ども・子育て会議条例の一部改正で、第1条で引用している子ども・子育て支援法の引用条項を整理するもの。第2条は下田市立認定こども園条例の一部改正で、第5条で引用している子ども・子育て支援法の引用条項を整理するもの。第3条は下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもので、9ページの第4条から11ページの第13条までの改正は子ども・子育て支援法の改正に伴う条文の整理。

23ページの第15条の改正は学校教育法の一部改正と省庁の所管替えに伴う条文の整理。第20条から17ページの第39条までの一部改正は子ども・子育て支援法の一部改正に伴う引用条項の整理。第44条の改正は所管省庁の変更に伴う条文の整理。第51条から20ページの第52条第3項までの改正は子ども・子育て支援法の改正に伴う引用条項の整理となっております。

21ページの第4条は下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第25条の改正は所管省庁の変更に伴う条文の整理。第5条は下田市立保育所条例の一部改正、第6条は下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正で、保育所条例第5条の改正、利用者負担額を定める条例第2条の改正は、いずれも子ども・子育て支援法の改正に伴う引用条項を整理するものです。

恐れ入りますが、8ページにお戻りいただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

繰り返しになりますが、今回の条例制定によります6件の条例改正につきましては、制度そのものに変更があるものではなく上級法の改正により必然的に改正が必要となるものとなっております。

以上大変雑駁な説明でございますが、議第25号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 異議なしということで議第 25 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について原案のとおり承認することで決定しました。

(2) 議第 26 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
令和 5 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）教育委員会

学校教育課長 23 ページをお開きください。

議第 26 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、令和 5 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）教育委員会を、別紙 25 ページから 31 ページのとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

提案理由でございますが、令和 5 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、教育委員会部分に関し意見を求めるためでございます。

25 ページに記載してありますとおり、内容については 5 月 16 日現在のものとなっておりますのでご了承いただきたいと思います。

それでは資料の 26 ページ、27 ページをご覧ください。こちらは歳入補正でございます。

14 款（国庫支出金）2 項（国庫補助金）6 目教育費国庫補助金は、補正前の額 786 万円、11 万 5,000 円を増額し補正後の額を 797 万 5,000 円とするもので、内容といたしましては 1 節の小学校費補助金は 10 万 9,000 円、2 節の中学校費補助金は 6,000 円を増額で、いずれも歳出補正で計上しておりますが感染症対策分の消耗品購入の増額補正に伴います 2 分の 1 の補助金を受け入れることを予定するものでございます。

生涯学習課長 続きまして 20 款 5 項 4 目 20 節 雑入 補正額 10,600 千円を増額は、スポーツ振興くじ助成事業を活用し、市民スポーツセンター照明設備 LED 化工事に伴い、体育館の照明設備 LED 化工事分が助成対象となったため、助成対象事業費 12,000 千円に対し、助成率 2/3 以内となり、今回上限率の 80%とした交付内定額に基づき、スポーツ振興くじ助成金 6,400 千円を増額するものです。

次に自治総合センターコミュニティ助成金として、市町村振興協会の令和 5 年度コミュニティ助成事業による地域づくり助成金を活用し、移動図書館車購入に伴い、助成金の決定通知に基づき、4,200 千円を増額するものです。

学校教育課長

続きまして 28 ページ、29 ページをお開きください。ここからは歳出補正となります。

3 款（民生費）3 項（児童福祉費）3 目の保育所費は補正前の額 1 億 2,254 万 5,000 円、25 万 2,000 円を増額し補正後の額を 1 億 2,279 万 7,000 円としたいとするもので、内容といたしましては、1550 公立保育所管理運営事業で 17 節備品購入費で 25 万 2,000 円を増額するもので、平成 29 年度に購入いたしました電動アシストお散歩車用の専用バッテリー 6 台分の購入を予定するもの。

次に 9 款（教育費）1 項（教育総務費）4 目学校教育指導費は補正前の額 4,574 万円、121 万 6,000 円を増額し補正後の額を 4,695 万 6,000 円としたいとするもので、内容につきましては、6031 特別支援教育体制推進事業で、本年 7 月から支援員を 1 名増員したいため、1 節の報酬 100 万 2,000 円、3 節職員手当等 14 万 6,000 円、8 節旅費 6 万 8,000 円をそれぞれ会計年度任用職員の支援員の 9 ヶ月分の人件費として増額を予定するもの。

次に 9 款（教育費）1 項（教育総務費）5 目教育振興基金費の 291 万 7,000 円の増額補正、及び同 6 目の奨学振興基金費の 89 万 7,000 円の増額補正は、いずれも本年 2 月以降の令和 4 年度中にご寄附をいただいたふるさと納税の精算分をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

9 款（教育費）2 項（小学校費）1 目小学校管理費の 10 節需用費の 21 万 8,000 円の増額、9 款（教育費）3 項（中学校費）1 目中学校管理費の 10 節需用費の 1 万 2,000 円の増額補正は、先ほど歳入でも触れましたが、学校保健特別対策事業費補助金の対象となる換気対策用の消耗品を各学校で購入するものでございます。

生涯学習課長

9 款 4 項 4 目 芸術文化振興費 6500 芸術文化振興事業 1,018 千円の増額は、

8 節 旅費 38 千円は、玉泉寺のロシア人墓地の調査に伴う県職員の立ち会いのほか、当初見込んでいなかった旅費分を増額するもの。

12 節 委託料 玉泉寺ロシア人墓地試掘（しくつ）業務委託として、300 千円、既存の土間コンクリートをカットとし、埋蔵物等の調査（2カ所：2m×1m）を行い、その後、原状復旧するものです。

18 節 負担金補助及び交付金 680 千円の増額は、文化財保護事業補助金として、500 千円、こちらは、来年度、玉泉寺ロシア人墓地の改修工事を予定しているため、工事のための実施設計業務への補助金となるもので、国庫補助金が 1/2（補助対象経費の 50%）、国庫補助残額の 1/3 以内が県費補助となり、国・県補助金残額の 1/2 以内が下田市の補助金となります。

従いまして、300 万円の実設計業務に対して、国が 1,500 千円、県・市・所有

者が1/3ずつの500千円となるものです。

次に、下田市指定文化財保存費補助金として、180千円をお願いするものです。下田市指定文化財 横川諏訪神社の天然記念物、大公孫樹(オオイチョウ)の枝の伐採経費に伴う補助金となるもので、文化財保護事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付するものです。

続きまして9款4項6目 図書館費 6600 図書館管理運営事業は、5,292千円の増額をお願いするものです。先ほど、歳入で説明させて頂きました、コミュニティ助成事業による地域づくり助成金を活用し、移動図書館車の購入に伴う歳出予算となります。

11節 役務費 249千円は、車両購入に伴う車両関係手数料230千円、自動車のリサイクル手数料として7千円、保険料として、自賠責保険料12千円、17節 備品購入費 車両の購入費として、5,036千円、26節 公課費 自動車重量税7千円、合わせて5,292千円となるものです。

購入予定の車両は、キッチンカーに改装されているような、軽自動車の特装車となり、約500冊が積める書棚が装備され、コンテナなどの資材も配備できるものとなります。

各学校訪問に伴う移動図書館事業や、本年4月よりスタートした、まちじゅう図書館事業への活用及び市内各所を訪問する移動図書館の開催などへの活用を予定しております。

次に9款5項1目 保健体育費 6701 社会教育活動推進事業は 18節 負担金補助及び交付金 1,000千円の増額は、地域おこし協力隊起業支援補助金として、令和3年7月から、スポーツ振興部門の地域おこし協力隊員として活動して頂いた蒔田隊員が、本年1月末を持って退任し、一般社団法人を設立し、伊豆ジオパークサイクルガイドツアーや、スポーツ合宿・スポーツイベントの企画・運営、スポーツ型 e-bike のレンタル事業などを展開する予定です。今回の補助金は、サイクルガイドツアー用として、e-bike 3台 (780千円)と、ヘルメットなどの安全装備備品(220千円)の購入費に充てられるものです。

学校教育課長

30ページ、31ページをお願いします。

次に9款(教育費)6項(学校給食費)1目学校給食費は、補正前の額1億6,738万5,000円、今回200万円を増額し補正後の額を1億6,938万5,000円とするもので、内容といたしましては給食センター内の減圧弁や空調排気ファンといった各種機器等の修繕を予定するものでございます。

以上大変雑駁な説明でしたが、議第25号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について(令和5年度下田市一般会計補正予算(第2号) 教育委員会)の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 異議なしということで議第 26 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について令和 5 年度下田市一般会計補正予算（第 2 号）教育委員会は原案のとおり承認することに決定しました。

(3) 議第 27 号 下田市学校運営協議会委員の委嘱について

学校教育係長 33 ページをお願いします。

議第 27 号「下田市学校運営協議会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

下田市学校運営協議会規則第 8 条第 1 項の規定により、裏面 34 ページ「下田市学校運営協議会委員委嘱者名簿」に記載の者を、下田市学校運営協議会委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めます。

提案理由でございますが、6 月 7 日に下田中学校で開催される予定の、第 1 回下田市学校運営協議会に合わせて委員を委嘱するものでございます。委員につきましては、合計 10 名の方々を委嘱するもので、任期につきましては、委嘱の日である令和 5 年 6 月 1 日から年度末の令和 6 年 3 月 31 日までとなるものです。

大変雑駁ではございますが、事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 異議なしということで議第 27 号 下田市学校運営協議会委員の委嘱については原案のとおり承認することに決定しました。

(4) 議第 28 号 下田市地域学校協働活動推進員の委嘱について

生涯学習課長 35 ページをお願いします。

議第 28 号 下田市地域学校協働活動推進員の委嘱について、下田市地域学校協働活動推進員設置要綱 第 5 条第 2 項の規定により、別紙の者を、下田市地域学校協働活動推進員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めます。提案理由と

しては、下田市地域学校協働活動推進員を設置するためです。

次のページをご覧ください。(P36)委嘱者の名簿となります。こちらの3名の方に、推進員をお願いしようとするものです。任期は、令和5年6月1日～令和6年3月31日までの今年度末までとなり、推進員の設置要綱第6条に伴い、再任は妨げないものとしております。

推進員は、小・中学校ごとに置くことができるとしており、今回は、下田中学校に置くこととなります。今回の3名の推進員は、下田中学校長からの推薦者となり、地域・事業所等とのパイプ役として、地域学校協働活動の企画及び立案に関すること。学校運営協議会、関係機関、団体等との連絡調整に関することなどを行って頂きます。

石垣さんは、伊豆下田法人会に勤務され、地域の事業所等に精通しているためとして、西川さんは、下田マリネットに所属し、海に関する体験活動に精通しているためとして、梅田さんは、地域のイベントや行事などに精通しているためとして、学校との協働活動の推進に適している人材として推薦されております。またこちらの3名は先ほどの学校協働活動推進運営協議会委員にも入っておりそちらの活動もあって、生涯と地域との間に入らせていただいております。大変雑駁な説明ではありますが、議第28号 下田市地域学校協働活動推進員の委嘱についての説明を終わります。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 異議なしということで議第28号 下田市地域学校協働活動推進員の委嘱については原案のとおり承認することに決定しました。

(5) 議第29号 下田市社会教育委員の委嘱について

生涯学習課長 議第29号 下田市社会教育委員の委嘱について、下田市社会教育委員条例 第2条の規定により、別紙の者を、社会教育委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めものです。

提案理由としては、社会教育委員の任期満了によるためです。次のページをご覧ください。(P38)

社会教育委員委嘱者名簿となります。この6名の方に、今期の社会教育委員をお願いしようとするものです。任期は、令和5年6月1日～令和7年5月31日までの2年間で、委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を述べる、社会教育推進のために必要な調査研究を行うこととなります。

再任が3名、新規が3名となっております。新規の山田委員は、社会教育関係者として、下田市スポーツ少年団本部の本部長をされており、今回、お願いをしております。

次に大内委員も、社会教育・家庭教育の関係者として、子育て応援にここサークルからの代表者として、また、土屋委員は、元市役所の課長となり、図書館勤務も長く、社会教育に精通しているため、学識経験者として今回、選任するものです。

大変雑駁な説明ではありますが、議第29号 下田市社会教育委員の委嘱についての説明を終わります。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 異議なしということで議第29号 下田市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり承認するものとします。

(6) 議第30号 下田市公民館運営審議会委員の委嘱について

生涯学習課長 39ページをお願いします。

続きまして、議第30号 下田市公民館運営審議会委員の委嘱について、下田市立公民館設置管理条例 第6条第4項の規定により、別紙の者を、公民館運営審議会委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めものです。提案理由としては、公民館運営審議会委員の任期満了によるためです。

次のページをご覧ください。(P40)

公民館運営審議会委員は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき、調査審議して頂くこととなります。

先ほどの社会教育委員と、同任期における兼務職として委嘱するものです。

大変雑駁な説明ではありますが、議第30号 下田市公民館運営審議会委員の委嘱についての説明を終わります。

教育長 事務局の説明に対し、質疑、意見等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 異議なしということで議第30号 下田市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認するものとします。

6 協議報告事項

教育長 事務局から、協議報告事項があればお願いします。

学校教育課長 報告をさせていただきます。先月の定例会で下田市ニューポート市交流中学生派遣事業補助金交付要綱の一部改正にご署名いただいたところですが、本年4年ぶりにニューポート市への派遣事業が行われるということです。下田中学校で4名の派遣中学生が決定したということで報告を受けております。男女2名ずつということです。以上です。

教育長 ニューポート市4年ぶりということで、男女2名ずつなので部屋もびったりできるということで良かったです。生徒会役員ということで決まりました。4つの中学校区から満遍なく来ていますか。

学校教育課長 旧下田東中学校区の生徒はいませんでした。

教育長 そうでしたか。まあ生徒会役員なので異論はないと思いますが。今回はホームステイがないということで、コロナの関係でしょうか。

学校教育課長 いいえ、受け入れ先がなかったことによるものです。

教育長 そうでしたか。なので、ずっと集団行動ということです。

7 その他

教育長 委員の皆さんから「その他」に関して、何かあればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 それでは、事務局から次回の日程について報告をお願いします。

教育委員会6月定例会を6月30日(金)13時30分から開催。会場は中央公民館大会議室。

8 閉会

5月定例会 5月23日(火)13時5分開会。

教育長 14時50分に閉会を宣す。

会議録署名人